

発議第42号

議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を来す大久保たかし議長に対する不信任決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

提出者

市議会議員

越川雅史

賛成者

市議会議員

自由民主の会

中山幸紀



議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を  
来す大久保たかし議長に対する不信任決議

大久保たかし議長においては、議長職に求められる当然の知見が欠落した言動や、議長職の裁量を拡大解釈しているかのような言動、また、議長車の特権的に利用するなど、公務のあらゆる場面を通じて議長としての資質に欠ける言動が繰り返されている。その結果、議会運営に深刻な混乱と支障をもたらしているが、その影響も甚大であり看過できない。以下、その具体例を詳述する。

第一は、議会運営における公平公正の欠如と調整機能の欠落である。

議会運営は、地方自治法（以下「法」という。）、市川市議会会議規則（以下「会議規則」という。）、及び先例等の諸規範（以下法や会議規則、先例等をまとめて「諸規範」という。）に基づき、各会派・議員の意見を尊重し、円滑な合意形成を図るのが議長の本来の職務である。

しかし、大久保議長においては、諸規範への理解が著しく不足しているのみならず、議長にはあたかも議会運営に関するあらゆる裁量権が付与されているかのような独善的な議会運営が繰り返されている。

例えば、去る2月26日、一議員のSNS投稿等に関する発議案（発議第35号）を、数ある議案の中でも市民生活に直結することから、最も重要性の高い議案の一つに位置づけられる新年度予算案（議案第59号）よりも優先し、緊急性の高い事件として取り扱ったことはその最たる例である。

とりわけこの発議には、議員個人の権利を一方的に抑制することを求めるという重要な論点が含まれていたことから、そもそも議会の議決に付すべき事件であるかについても慎重な判断が求められるところ、大久保議長は、各会派に対する十分な意見聴取も調整も行わないまま、一方的に議事日程に追加した議長案を示すなどした結果、本市議会では異例の「17名もの退席者」を生じさせるに至ったが、かかる事態を招いたことは、議長の職責の放棄と調整能力の欠如を象徴的に示す不祥事に他ならない。

確かに諸規範は、議長の権限について、抽象的に規定しているものが多く、

議長はどのような場面で調整機能を発揮するかなど、いわば“箸の上げ下ろし”についてまでも詳細に規定するものではない。よって、大久保議長が調整機能を発揮しなかった行為が直接的に諸規範に抵触するものではないが、これは、諸規範は議長職に対し、異なる立場の議員の発言をも尊重し、礼を尽くして接することを当然の前提に置いていることによるものであり、規定されている文言を形式的のみに捉えて「議長の裁量に委ねられている」などと自己に都合の良い解釈を押し通す大久保議長の規範意識は、法の目的や法的安定性を軽視する姿勢の表れであり、法治主義の根本に対する無理解の証左である。

公平公正な議会運営に努めるべき議長においては、諸規範の規定の有無にかかわらず、かくも大量の退席者が生じないよう可能な限り調整を試みる必要があったことは当然の道理である。

第二は、諸規範に抵触する態様にて、独自の解釈にて裁量権を行使している点である。

同日の討論に際し、大久保議長は、議員の発言が「議題外にわたっていた、又はその範囲を超えていた」わけでもなければ、「直ちに処理する必要性が認められる発言」でなかったにもかかわらず、議員の名前を叫び続けることで討論を妨害し、遂に中断させるに至った。そして、その正当性を問われた際には、「（発言を止めるのに）制限があるわけではない」旨強弁した。

念のためここに記すが、会議規則第55条第1項及び第2項は発言内容の制限について、「発言は、（中略）議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない（第1項）」、「議長は、『発言が前項の規定に反すると認めるとき』は、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる（第2項）」と、議長が議員の発言に対して注意できる条件を、「議題外にわたり又はその範囲を超え」た場合に明確に限定している。

したがって、「そういった制限があるわけではございません」などと、議長にはあたかも無制限に議員の発言内容を制限できる裁量が付与されているかのような発言をすることは明らかな誤りであるばかりか、議長自ら会議規則第55条の規定を否定する暴論でもあり、凶らずも大久保議長の会議規則に対す

る不見識を露見させた代表的な発言例とも称せられるが、いずれにしても、かかる認識に基づき合理的理由なく議員の発言内容を制限し、討論を中断させるに至った大久保議長の行為は、議長に付与された適正な裁量権から逸脱した暴挙と評価するのが適正である。

第三に、特権意識に基づく議長車の不適切利用である。

自宅から本庁舎までわずか800メートルという距離を、本来不要な職員の残業代までも生じさせて送迎を求めている行為は、金額の多寡にかかわらず、最少の経費で最大の効果を挙げる義務を定めた地方自治法の理念を顧みない、公金支出の妥当性を欠く議長権限の濫用である。

そして、かかる指摘を受けて以降、直ちに徒歩登庁に切り替えていた事実は、自宅までの送迎には合理的理由がなく、特権的な利用に過ぎなかったとの指摘の適正性を、大久保議長自らも認めたことを示唆しているものと受け止めるが、公式な説明も謝罪も欠いたまま密かに公用車の利用を改めた行為は、公人としての倫理観を著しく欠いた卑怯な振る舞いと断じざるを得ない。

以上の通り、議長としての資質に欠けた言動を繰り返す大久保議長が議長職に止まることは、議会運営にさらなる混乱と支障を来すことは明らかであり、その影響は甚大と評価せざるを得ない。よって、本市議会は大久保たかし議長を信任せず、不信任を議決するものである。

以上、決議する。

#### 提案理由

議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を来す大久保たかし議長に対する不信任決議を提案するものである。